

国土地理院の最近の取組

令和7年3月12日

国土交通省 国土地理院

- 高精度測位社会における電子基準点施策のあり方検討会……………1
- 日本第四紀学会「論文賞及び奨励賞」の受賞……………3
- 公共測量成果等の取扱いの整理について……………4

- 電子基準点を持続可能な形で維持管理・運用し、着実な利活用が可能となる環境を確保するため、電子基準点のあるべき姿を明確にするとともに、その達成に必要な施策を体系的に展開していく必要がある。
- 国内における電子基準点の利活用状況や海外におけるGNSS連続観測局の運用状況等の調査・分析を実施するとともに、今後展開すべき電子基準点施策を検討するため、9名の有識者からなる検討会を開催した。

委員	所属
井上 由里子	一橋大学大学院 法学研究科教授
太田 雄策	東北大学大学院 理学研究科教授
大坪 俊通	一橋大学大学院 社会学研究科教授
久保 信明	東京海洋大学 海洋工学部教授
小暮 聡	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構 第一宇宙技術部門衛星測位技術統括
佐田 達典	日本大学 理工学部 交通システム工学科教授
布施 孝志	東京大学大学院 工学系研究科教授
山本 佳世子	電気通信大学大学院 情報理工学研究科教授
和田 弘人	内閣府宇宙開発戦略推進事務局 準天頂衛星システム戦略室企画官

第1回（2024年8月1日）
・検討会の設立趣旨・スケジュール
・電子基準点の現状の報告
・GNSS連続観測局等の実態調査
（海外・国内、費用便益の推計等）の説明

第2回（2024年9月13日）
・各分野での技術進展や課題等の紹介
・電子基準点に求められる水準の検討
・海外調査等の状況報告

第3回（2024年12月9日）
・電子基準点に求められる水準の検討
・海外・国内調査、費用便益の推計の状況報告
・とりまとめ方針、提言案の議論

第4回（2024年12月27日）
・電子基準点に求められる水準の検討
・海外調査、費用便益の推計の状況報告
・提言案の議論

高精度測位社会における電子基準点施策のあり方検討会提言

電子基準点を取り巻く環境

- 世界有数の密度を誇る観測網を30年近く運用しているが、財政等のリソースが厳しい状況であり、品質確保等の対応や耐災害性に課題。
- 高精度測位サービス等での活用が広がり、ステークホルダーが大幅に拡大している中、ニーズの把握や対応が不十分なところ。
- 関係機関とも連携して事業を実施しているが、今後は一層の技術力と連携が求められる状況。

国際的な動向

- 地上システムの脆弱性に関する課題認識が進んでおり、測地サプライチェーンの維持が求められているところ。
- ジャミングやスプーフィングなど衛星測位への妨害等の意図的な精度劣化等のリスクが顕在化、PNT全体のレジリエンスの向上の動きも。
- 世界各国でGNSS連続観測網の整備が拡大し、社会・経済状況に応じた様々な事例、ビジネスモデルが展開。

今後の電子基準点施策のあり方

役割とあるべき姿（基本的方針）

社会経済活動の重要インフラとしての役割

正確な位置の決定により、高精度測位が持続的、安定的に提供される環境を維持し、多くの分野に貢献



あるべき姿（求められる姿）

国として現状の約1,300点の骨格的な観測網を死守した上で、以下の姿が求められている。

安定した品質での
観測、データ提供
を維持・継続

南海トラフ地震等
の大規模災害時の
対応強化

国家座標に
アクセスするため
の永続性の確保

産学官による
役割分担、
国内外の連携

講じるべき施策 あるべき姿を実現させるために必要な施策

社会基盤としての電子基準点の理解醸成

- 広く国民から電子基準点の必要性について理解が得られるような積極的な取組

電子基準点の継続性・安定性の確保

- 機器・構造、保守水準等の明確化と維持更新計画の策定
- ジャミングやスプーフィング等の意図的な精度劣化の対策・検知・情報提供
- 耐災害性強化に向けた冗長性の確保と多機能化、早期復旧対策

持続的・安定的な高精度測位環境の提供

- 衛星軌道層の安定生成に向けて技術力の向上
- 電離圏や対流圏等の補正パラメータの標準化・提供
- 電子基準点の対応衛星の拡大と電波受信環境の確保

電子基準点関係データの活用環境の適切な確保

- 社会イノベーションや研究開発の推進に留意したデータ提供に係る仕組みの見直し
- リアルタイムデータ配信の持続性の確保、大地震等の観測データの無償公開(DOI付与)

技術力の維持・向上と国内・国際連携

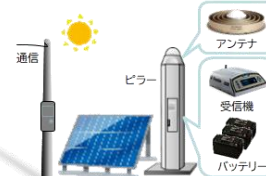
- 産学官で幅広く意見交換ができる仕組みを検討
- 国際標準化も視野に入れた国内外の関係機関との連携による技術力向上
- 測地サプライチェーンの維持に必要な宇宙測地技術との連携を強化

民間等電子基準点制度の効果的な運用

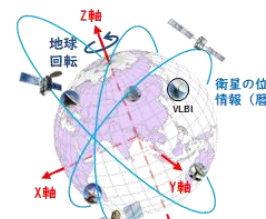
- 国家座標の付与、観測データや測位結果の品質確認
- 平時・災害時の観測データの有効活用
- 活用の分野や場面を考慮したルールや役割分担の整理



電子基準点の広報



機器・構造、保守水準等の明確化



測地サプライチェーンの維持

2024年の日本第四紀学会において、国土地理院職員の研究論文が評価され、論文賞と奨励賞を受賞した。
日本第四紀学会2024年大会(令和6年8月31日 宮城県仙台市)において、授賞式及び受賞講演が行われた。

【論文賞】

受賞者 : 地理地殻活動研究センター 地理情報解析研究室 研究官 吉田一希(よしだかずき)
※吉田研究官は、35 歳以下の筆頭著者が対象となる【奨励賞】も同時受賞。

: 企画部 測量指導課 専門職 稲澤保行(いなざわやすゆき)

受賞論文 : 「1mDEMを用いた地形判読・解析に基づく屈斜路カルデラの湖成地形と火山性断層群の形成史
(第四紀研究第61巻 第1号 27-44ページ)」

受賞理由 : 活断層、地形、年代値など、既存の第四紀情報に関する研究ベクトルを調和させ、地球惑星科学を一步進めた点に価値を認められる。また、本論文が現地調査によらず、遠隔取得データとその解析に関する現代のデジタル技術の駆使によって展開された点は、直接確認の難しい地球外の調査でも、地球惑星科学の考察を適用できる可能性を開いたと評価できる。



(吉田研究官による受賞の挨拶)



(左: 吉田研究官、右: 鈴木会長)

公共測量成果等の取扱いの整理について

測量法の改正や昨今の社会動向等を踏まえて、測量法第42条に基づく公共測量の測量成果・測量記録の取扱いを整理しました。著作権や測量計画機関の財政・財務運営に配慮して、公共測量成果等を閲覧に供し、請求に応じて交付・提供します。

改正法の施行日である令和7年4月1日から記載の整理にて運用を開始します。

閲覧・交付・提供の対象と例外

○測量法第42条

- ・公共測量の測量成果・測量記録の写しを保管し、閲覧に供する国土地理院の義務を規定（第1項）
- ・公共測量の測量成果・測量記録の写しの交付・提供を受けようとする者が法定の請求手続をとる義務を規定（第2項）

○背景

- ・著作権をはじめとする知的財産権への意識の高まり
- ・測量法第42条第1項の閲覧方法として、オンライン閲覧所の導入
- ・測量法第42条第2項の改正により、電磁的記録で作成された測量成果等も対象に追加

○適用対象

- ・文書保存期間内の測量成果等の写し

※電磁的記録で作成された測量成果等の交付・提供は、令和7年4月1日以降に計画書が提出されたものに限る

○例外

	窓口閲覧	オンライン閲覧	交付・提供
著作権法	例外なく閲覧	権利処理ができていないものは除外	権利処理ができていないものは除外
財政・財務運営への支障	例外なく閲覧	例外なく閲覧	地方公共団体等にて有償提供しているものは除外